



平成25年 8月29日

各 位

会 社 名 シ ス メ ッ ク ス 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 家次 恒
(コード番号 6869)
問合せ先責任者 執行役員 人事総務本部長 大谷 育男
(T E L 0 7 8 - 2 6 5 - 0 5 0 0)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は平成25年8月29日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、当社の取締役、執行役員および従業員ならびに当社の子会社の取締役および従業員に対し、下記のとおり、ストックオプションとして新株予約権を引き受ける者の募集を行うこと等につき決議しましたので、お知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額その他未定事項は、当該新株予約権の割当日（平成25年9月13日）までに決定されます。

記

I. スtockオプションとしての新株予約権を発行する理由

業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値の向上に資するため、ストックオプションを付与するものであります。

II. 新株予約権の発行要項（募集事項）

1. 新株予約権の名称

シスメックス株式会社 第3回新株予約権

2. 割当対象者およびその人数ならびに割当てる新株予約権の数

当社取締役（社外取締役を除く）、執行役員および従業員ならびに当社の子会社の取締役および従業員のうち、当社の取締役会等が認めた者 合計 318 名に割り当てる。

3. 新株予約権の総数

7,300 個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合など、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

4. 新株予約権の払込金額の算定方法

発行価格は、ブラック・ショールズ・モデルにより算定した1株当たりのオプション価格（1円未満の端数は四捨五入）に付与株式数を乗じた金額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権と相殺するものとする。

5. 新株予約権の割当日

平成 25 年 9 月 13 日

6. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数

当社普通株式 730,000 株

各新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」）は、普通株式 100 株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる付与株式の数を調整する。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で対象者が行使していない新株予約権の目的たる付与株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、または他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じ新株予約権の目的たる付与株式の数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で当社は必要と認める付与株式の数の調整を行うことができる。

(2) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額（行使価格）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、その金額が、割当日の前日の終値を下回る場合は当該終値を行使価額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社がその発行する当社普通株式又はその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合であって、払込金額が引き受ける者に特に有利な金額であるときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの振込み金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} \times \text{新規発行株式数}}$$

上記算式で使用する「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。

上記のほか、当社は、株式又は新株予約権の無償割当てを行う場合、その他当社が行使価額の調整を必要とする場合には、当社が必要と認める行使価額の調整を行う。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

平成 27 年 9 月 13 日から平成 33 年 9 月 12 日までとする。

(4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

増加する資本金の額は、会社計算規則所定の資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者が当社もしくは当社子会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合および従業員を定年により退職した場合は、退任および退職後 2 年間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ② 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができないものとする。
- ③ その他、新株予約権の行使の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議により決定し、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるものとする。

(6) 新株予約権の取得条項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で取得し消却することができる。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、当該新株予約権については無償で取得し消却することができる。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(1)に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記6. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記(3)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(3)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記(4)に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ 新株予約権の取得条項
上記(6)に準じて決定する。
 - ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
上記(5)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てることとする。

以 上